

まちなかにぎわい創出事業に伴う「駅前地下歩道」の貸出について

1 使用できる行為等

まちなかにぎわいを創出するための事業で以下の行為

- (1) マルシェ、物販等不特定多数の者の買い物等の用に供すること。
- (2) コンサート、パフォーマンス等不特定多数のものに興行をすること。
- (3) 展示会、イベントその他これらに類する催しを行うこと。

※通常の営業活動(店舗を構える等)での利用はできません。

2 使用時間及び期間

- (1) 使用時間は、午前10時から午後7時まで
- (2) 使用期間は1回の申請で最長2週間、連続4週間以内

3 禁止行為

次に掲げる行為は禁止するとともに、イベントなどの実施中に当該行為が確認された場合、ただちに使用を中止できるものとする。

- (1) 地下道の施設、備品等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、もしくは他人に迷惑となる行為(騒音含む)をし、又はこれらの恐れのある物品もしくは動物の類を携帯すること。
- (3) 火気類(プロパンガス、カセットコンロ、発動発電機等)を使用すること。
- (4) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をすること。
- (5) 非常時における非難の際に支障となる囲いなどの物品を設置すること。
- (6) ごみ、空き缶その他汚物を捨てること。
- (7) 特定事業者の営利活動のために使用するイベント等
- (8) 申請の一部もしくは全部を転貸又は譲渡する行為。
- (9) 宗教、政治活動とその他個人及び特定の団体等の主張、主張を広く訴える行為。
- (10) その他地下道の利用及び管理に支障がある行為。
- (11) 申請者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成ではないこと。

4 使用の制限

次の事項に該当する場合は、使用の申請を不許可といたします。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認める場合。
- (2) 地下歩道の施設、備品等を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認める場合。
- (3) コンサート、パフォーマンス等の興行時に、通行人の支障になると認められる場合
- (4) その他、地下歩道の管理に支障を及ぼすおそれがあると認める場合。

※ごみは各自持ち帰ること。